

平成28年度第2回埼玉県環境審議会議事録

招集の期日	平成28年8月22日（月）		
開催の場所	埼玉県県民健康センター大会議室A（さいたま市内）		
開閉の日時	開会	8月22日	午前10時00分
	閉会	8月22日	午前11時24分
出席状況	別紙のとおり		
概 要			
<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>（1）諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別保護地区の再指定について</li> </ul> <p>（2）報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣保護区及び特別猟具使用禁止区域（銃）の期間更新等について</li> <li>・ 平成27年度における環境基本計画の進捗状況について</li> </ul> <p>3 閉 会</p>			

## 別紙

### 出席状況

委員数 20人

出席委員 16人

小川芳樹	東洋大学経済学部長
小堀洋美	東京都市大学特別教授
藤吉秀昭	(一財)日本環境衛生センター副理事長
保倉明子	東京電機大学教授
宮崎あかね	日本女子大学教授
森川多津子	(一財)日本自動車研究所主任研究員
松浦麻里沙	埼玉県弁護士会弁護士
渡邊美知子	埼玉県女性薬剤師会会長
貴家章子	(公財)埼玉県生態系保護協会教育委員長
永島朗	埼玉県農業協同組合中央会常務理事
岩岡宏保	埼玉県生活協同組合連合会代表理事会長理事
田島隆	(一社)埼玉県猟友会会長
小久保憲一	埼玉県議会議員
山本正乃	埼玉県議会議員
河田晃明	羽生市長
斎藤和芳	公募委員

欠席委員 4人

安原正也	立正大学教授
栗原裕子	(一社)埼玉県商工会議所連合会女性会連合会会長
諸井真英	埼玉県議会議員
中原敏次	公募委員

## 第2回 埼玉県環境審議会

平成28年8月22日（月）

午前10時00分 開会

○司会（森田） 皆様、本日は荒天の中、また足元の大変悪い中を御出席いただきまして、ありがとうございます。一部委員さんが遅れている方もいらっしゃいますが、ただいまから平成28年度第2回埼玉県環境審議会を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境政策課副課長の森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。また、こういった天候でございます、進行はできるだけスムーズに進めて、定刻より場合によっては早く終わることもあるかと思いますが、御協力をお願いいたします。ここからの進行につきましては、座って進めて、よろしくお願いいたします。

本日の議事資料につきましては、事前にお送りをさせていただいております。また、本日の配付資料につきまして確認をさせていただきます。お手元、クリップ止めをしておりますので、御確認いただければと思います。A4、1枚の本日の会議の次第でございます。それと、座席表1枚でございます。委員の名簿、それと当審議会の審議会規則でございます。ここでカラー刷りの冊子になっておりますが、埼玉県の環境基本計画、それと平成28年度鳥獣保護区等計画図で、折りたたんでいるものでございます。参考資料としまして平成28年度第1回環境審議会資料、埼玉県基本計画小委員会報告というものがございますが、不足等ございましたら、事務局のほうにお申し出ください。

よろしいでしょうか。

それでは、委員改選後、初めての審議会でございます。恐れ入ります。委員名簿の順に私のほうから御紹介をさせていただきます。

小川芳樹様です。

○小川委員 小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（森田） 小堀洋美様です。

○小堀委員 小堀でございます。よろしくお願いいたします。

○司会（森田） 藤吉秀昭様です。

○藤吉委員 藤吉です。よろしくお願いいたします。

○司会（森田） 保倉明子様です。

○保倉委員 保倉です。よろしくお願いいたします。

○司会（森田） 宮崎あかね様です。

○宮崎委員 宮崎です。よろしくお願いいたします。

○司会（森田） 森川委員でございますが、遅れるという御連絡をいただいております。

松浦麻里沙様です。

○松浦委員 よろしく申し上げます。

○司会（森田） 渡邊美知子様です。

○渡邊委員 よろしく申し上げます。

- 司会（森田） 貴家章子様です。
- 貴家委員 貴家と申します。よろしくお願いいたします。
- 司会（森田） 永島朗様です。
- 永島委員 よろしくお願ひします。
- 司会（森田） 岩岡宏保様です。
- 岩岡委員 よろしくお願ひします。
- 司会（森田） 田島隆様です。
- 田島委員 田島でございます。
- 司会（森田） 小久保憲一様です。
- 小久保委員 おはようございます。よろしくお願ひします。
- 司会（森田） 山本正乃様です。
- 山本委員 山本でございます。よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） 河田晃明様です。
- 河田委員 よろしくお願ひします。
- 司会（森田） 斎藤和芳様です。
- 斎藤委員 斎藤です。よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） なお、安原委員、栗原委員、諸井委員、中原委員につきましては、所用のため本日欠席でございます。

それでは、ここで環境部長の宍戸より御挨拶を申し上げます。

- 宍戸環境部長 おはようございます。

本日は、環境審議会開催いたしましたところ、御参集賜りましてありがとうございます。特に、今日はこういう天候でございます。非常に荒れた天候の中、御参集賜りましたこと、重ねてお礼を申し上げます。また、日程等につきまして、なかなか日程調整等つきませんで、こういうことになりました。申し訳ありませんでした。なるべく早く、スムーズに進行いたしまして、また御協力を賜りたいというふうに考えてございます。

本日の審議会につきましては、鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区等のことにつきましては、御諮問をさせていただきます。また、報告事項が何点かございます。以上、本日の会議でございます。

なお、本日から新しい委員さんの任期が開始されてございます。本来であれば、知事がこちらに参りました皆様方に委嘱状を交付という手続ございますけれども、本日、知事所用がございまして、こちらに来ることができません。したがって、大変申しわけございませんが、卓上に委嘱状を配付をさせていただきました。どうぞ御了承願ひたいと思います。

それでは、本日の審議、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

- 司会（森田） 続きまして、県の幹部職員を御紹介させていただきます。

ただいま御挨拶を申し上げました、環境部長の宍戸でございます。

- 宍戸環境部長 よろしくお願ひします。
- 司会（森田） 環境部副部長の岡崎でございます。

- 岡崎環境部副部長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） 同じく副部長の山野でございます。
- 山野環境部副部長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） 参事兼水環境課長の葛西でございます。
- 葛西参事兼水環境課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） 環境政策課長の牧でございます。
- 牧環境政策課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） 温暖化対策課長の石塚でございます。
- 石塚温暖化対策課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） エコタウン環境課長の松山でございます。
- 松山エコタウン環境課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） 大気環境課長の石鍋でございます。
- 石鍋大気環境課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） 産業廃棄物指導課長の田中でございます。
- 田中産業廃棄物指導課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） 資源循環推進課長の安藤でございます。
- 安藤資源循環推進課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） みどり自然課長の豊田でございます。
- 豊田みどり自然課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） 環境科学国際センター研究企画室長の高橋でございます。
- 高橋環境科学国際センター研究企画室長 高橋でございます。よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） 次に、関係する部局から農林部森づくり課主幹の田島でございます。
- 森づくり課田島主幹 よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） 県土整備部道路環境課主任の松山でございます。
- 道路環境課松山主任 よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） 以上でございます。

本日の会議につきましては、委員数20人のうち15人の委員さんに出席をいただいております。埼玉県環境審議会第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

続きまして、次第の3、会長等の選出でございます。

(1) 会長及び副会長の選出につきましては、御協議をいただきたいと存じます。本日配付をいたしました埼玉県環境審議会規則を御覧ください。会長及び副会長の選出につきましては、規則の第5条第2項によりまして委員の互選により行うこととされております。いかが取り計らいいたしましうか。

宮崎委員、お願ひいたします。

○宮崎委員 環境基本計画の小委員会でも御一緒させていただきました小川委員に会長を、副会長には小堀委員を推薦いたします。

○司会（森田） ただいま宮崎委員から会長を小川委員、副会長を小堀委員に推薦するという御提案をいただきましたが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○司会（森田） ありがとうございます。

御承認をいただきましたので、小川委員には会長の席に、小堀委員には副会長の席にお移りいただきたいと思います。

それでは、埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を小川会長にお願いしたいと思います。

○小川会長 ただいま会長に選出をいただきました東洋大学経済学部長を務めております小川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それで、私も実はこの環境審議会そのものには初めて参加させていただくこととなりますので、少し簡単に私の経歴を御紹介させていただきたいと思います。

今、東洋大学のほうに勤めておりますけれども、東洋大学は2004年から経済学部のほうにおりまして、その前、25年間は財団法人の日本エネルギー経済研究所というところに勤めておりました。そういった意味では、エネルギー問題の専門家でございます、特にエネルギー問題の中で昨今は地球温暖化問題ということですね、地球環境問題のほうが非常に大きな話題となっておりますけれども、そちらのほうにもエネルギーとちょうど裏腹の関係の問題でございますので、長く携わってきております。

それで、埼玉県とはそういった意味では東洋大学に奉職いたしましてから、ソーラー拡大協議会の議長とか、いろいろな委員会の委員長、それから先ほどもお話がありましたこの環境審議会の小委員会のほうの委員も務めさせていただいております。それで、今回は大分たくさんの方がこの環境審議会委員として交代されるということで、本来はもう少し中で経験を積んでから会長をお引き受けするのが適切ではないかと思っておりますけれども、非常にたくさんの方が代わられたということでございましたので、先ほど御選出いただきましたような形で、これから私のほうで会長を務めさせていただきます。そういった意味では、必ずしも全部の環境の影響を私自身が全てカバーできるわけではございませんので、委員の皆様方からいろいろ忌憚のない御意見を広くお聞きしながら、審議会を進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○司会（森田） ありがとうございます。今、森川委員がお見えになりましたので、改めて御紹介させていただきます。森川多津子様でございます。

○森川委員 森川です。遅れましてすみません、よろしくお願ひいたします。

○小川会長 それでは、議事を進行いたします。

まず、議事次第の（2）にあります温泉部会委員の指名ですけれども、環境審議会規則第8条第2項によりまして、会長が指名することとなっております。委員の皆様方の御専門や御経歴などを勘案いたしまして、私から御指名をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

委員として御指名をさせていただきますのは、安原委員、松浦委員、渡邊委員、栗原委員、山本委員、以上5名の委員の方々に温泉部会委員をお願いしたいと存じます。審議会本体の委員と温泉部会

の委員、両方の委員を兼ねていただくことになり、大変お手数をおかけすることと存じますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開でございますが、審議会は原則として公開するとされております。審議事項等を考慮しても、公開することに問題がないというふうに思いますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、会議の公開をお認めいたします。本日は傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 いらっしゃいません。

○小川会長 それでは、次に会長等選出の（３）に当たります議事録署名委員の指名でございますが、埼玉県環境審議会規則第10条の第2項によりまして、本日の議事録署名委員お二人を指名します。藤吉委員さんと貴家委員さんをお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして4の議事に入りたいと思います。諮問事項等の審議にまず入りますが、本日は諮問事項が1件、報告事項が2件でございます。まず、諮問事項の1番目として特別保護地区の再指定についてでございます。この諮問事項につきましては、本日答申する方向で進めたいと思いますので、議事の進行をよろしくお願いいたします。

それでは、県のほうからご説明をお願いいたします。

○豊田みどり自然課長 それでは、諮問事項の1、特別保護地区の再指定について御説明いたします。失礼ですが、座って説明させていただきます。

まず、お手元の諮問事項1を御覧ください。

ここにお示したのは、今回再指定を行う狭山湖特別保護地区の概要でございます。引き続き591ヘクタールを特別保護地区に指定し、平成38年までの10年間を新たな期間とするものでございます。

特別保護地区とは、鳥獣保護区の中で生息地を含めた保護が特に必要な区域を環境大臣または都道府県知事が指定するものでございます。

1枚めくっていただきまして、資料1-1を御覧ください。

今回、特別保護地区の指定期間が切れるに当たり、狭山湖の鳥獣生息状況調査を行いました。その結果、オオタカを始め希少な鳥獣が生息していることが改めて確認されました。これまでも特別保護地区として保全されており、調査結果を見ても前回指定時と同様の鳥獣生息状況が確認できました。指定を解除する特別な理由もなく、これまでと同じように保護、保全されるべき区域だと再認識いたしました。

なお、再指定に当たり、地元市や利害関係人から意見を聴取したところ異議の表明はなく、また指定案を縦覧に供したところ、これに対する意見の提出はございませんでした。

もう1枚めくっていただきまして、狭山湖特別保護地区の区域図を添付しております。

次に、1枚めくっていただきまして資料1-2を御覧ください。

特別保護地区の制度について記載しております。これにありますように、県内では2か所の特別保護地区があります。先ほども御説明しましたが、特別保護地区は鳥獣保護区の中で特に保全が必要と認められる場合に指定するものでございます。特別保護地区の存続期間については、3にありますよ

うに前提となる鳥獣保護区の期間と合わせる事となっております。県内での位置につきましては、お配りしております平成28年度鳥獣保護区等計画図を御覧いただきたいと存じます。縦折りになっております、ちょっと広げるのに少し場所がかかって申し訳ございませんが、こちらを広げていただきまして縦の折り線がついておるところの右から3列目、一番下の東京都との境に位置している区域でございます。

以上で諮問事項についての説明を終わらせていただきます。

○小川会長 御説明をいただきました。ありがとうございます。

そういう点では、特別保護地区として指定されていた場所をさらに10年間延長して指定をしたいということでの御説明であったと思いますが、ただいまの御説明について御意見あるいは御質問をお願いをしたいと思います。

なお、県におかれましては、委員各位からの質問などについて課長さんだけでなく、適宜、担当の方からお答えをいただいても結構ですので、よろしくお願ひいたします。

どなたか御質問、あるいは御意見ございましたら、お願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、斎藤委員、よろしくお願ひします。

○斎藤委員 斎藤です。ちょっと教えてほしいということで。

これは今回の特別保護地区というのは、都と、それから市と町がいろいろあると思うんですけども、それらの情報交換とか調査とか、相互の連携みたいな部分というのはどういうふうになっているのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○小川会長 ただいまの御質問につきまして、それではどなたでも適切な方から御説明をお願ひできればと思います。

○豊田みどり自然課長 みどり自然課でございます。この鳥獣保護区の特別保護地区の指定に関しましては、地元との意見交換を行っておりまして、引き続き保全すべき地域ということで御賛同をいただいていると認識しております。

○小川会長 そういった意味では、東京都との関係とか、その辺がどういう構造になっているか、少し聞きたいというお話だったと思うんですが。

○豊田みどり自然課長 東京都につきましては、利害関係人ということで、この地区が東京都の水道局が持っている土地でございますので、保全につきましては東京都も前向きに取り組んでいただいております。そういう意味ではしっかり連携をとって保全が進んでいくというふうに考えております。

○小川会長 よろしいでしょうか。

ほかには、いかがでございますか。

どうぞ。

○小堀委員 今回の特別保護地区の再指定についてですが、過去10年間の特別保護地区の指定によって、環境省のレッドリストに記載されている種や県の希少種などに記載されている数についてにどのような改善や変化があったのでしょうか。私の質問の意図は特別保護地区に指定することによって、希少な生き物にとってその対策が有効であったかどうかというのを知りたいということです。よろしくお願ひします。



○みどり自然課 哺乳類、鳥類の先ほど申し上げた事前調査をやっておりまして、その調査の中で前回県で確認した種は全部確認ができました。さらにはオシドリ1種が新たに確認されておりまして、全部で91を確認しております。その中でも、先ほど課長から説明したオオタカ以外にノスリといった猛禽類、それからトモエガモといったような希少種、重要種が確認されております。また、哺乳類につきましてもニホンアナグマなどが確認されております。

○小堀委員 この調査はある程度半定量的に行っているのですか。どのような種がいたかという情報だけでは、保全がきちんとされたということの論拠としては不十分と思われるます。

例えば、ノスリについては、今は里山地区ということですが、里山の森と田んぼがセットでないと生息しにくい。そういうものがきちんと管理がされていて、初めて生息が可能になるということもありますので、その数も本当は知りたいところです。

○みどり自然課 まず前半の部分のところは、東京都が保有している土地でございますので、そういった意味では開発とかもされませんし、今回のエリアには何箇所かに定点カメラを置きまして、生物の生息状況を調査しております。ただ、数が幾つあったかというところ、増えたり減ったりとか、そういった内容は今回の調査には含まれてございませんでした。

○小堀委員 今後の要望ですが、環境省のレッドリストの記載種、埼玉県の希少種などについては、個体数の調査もしていただけるとよいと思います。再指定が10年後にあると思われるますので、その際の根拠となりうる調査もしていただけるとよいのではないかと考えております。

以上です。

○小川会長 よろしいですか。

ほかにはいかがでございますか。

どうぞ、森川委員。

○森川委員 ちょっと素人なので教えていただきたいんですけども、特別保護地区ということなんですが、例えば今少し里山に近いところだとニホンジカとか、アライグマとか、そういった害獣とか、イノシシとかも増えて困るというような哺乳類もいると思うんですけども、この地区ではどういった対応をなさっているのかということ。そういう駆除みたいなこともなさるのかなということをお教えいただきたいんですけども。

○豊田みどり自然課長 この鳥獣保護区特別保護地区については、基本的にはフェンスで囲われておりますので、外から侵入というのがあまり想定されておられません。それから、その周りの地域については有害鳥獣駆除というのは行われておりまして、そういう被害が出た場合には市町村等で有害鳥獣の駆除というものは行っています。

○小川会長 ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、今お話、ずっと御質問等出ましてお伺いしていた内容としては、今後のこととして少し検討を考えてほしいというお話はあったと思いますけれども、特別保護地区の再指定について10年間の延長ということに特に反対をされるような形でも、あるいは修正を加えたいという形での御意見はなかったように思いますので、そういった意味ではこの特別保護地区の再指定については原案どおり答申をさせていただくという形にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○小川会長 それでは、あと御質問、あるいは御意見という形で出た、今後の少し調査ということに関しましては、東京都との連携も必要だと思っておりますので、事務方のほうで良く精査しながら、御検討をいただくということをお願いをしたいと思います。

それでは、続きまして報告事項のほうの第1番目に移りたいと思います。報告事項の1番目は鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）の期間更新等についてでございます。県のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○豊田みどり自然課長 報告事項の1、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）期間更新等について御説明をさせていただきます。失礼ですが、着席して説明させていただきます。

お手元の報告事項1の1ページを御覧ください。

ここにお示ししたのは、今回の更新を行う鳥獣保護区の一覧でございます。この6か所の鳥獣保護区は平成28年10月31日に期間満了を迎えます。これを更新して、平成38年までの10年間を引き続き鳥獣保護区とするものでございます。

1枚めくっていただいて、5ページを御覧ください。

ここでお示ししているのは、今回指定を解除する鳥獣保護区の一覧でございます。皆野町・小鹿野町の2つの小学校が廃校となり、指定を解除するものでございます。

恐れ入りますが、資料2を御覧ください。

1の（1）にございますとおり、鳥獣保護区というのは鳥獣の保護を図るために特に必要があると認められる区域を環境大臣または都道府県知事が指定するものでございます。これに指定されますと、区域内での鳥獣の捕獲は研究目的や有害鳥獣捕獲などを行う場合を除いて禁止されます。

資料2の一番下の（2）にございますとおり、埼玉県知事が指定している鳥獣保護区は現在66か所、約3万ヘクタールとなっております。参考の欄にございますとおり、7つの区分がございまして、⑦の身近な鳥獣生息地が40か所で一番多くなっております。

1枚めくっていただいて、2ページの一番上を御覧ください。

（3）鳥獣保護区の存続期間と期間更新でございます。法令上は20年以内の期間を定めて更新できるとされておりますが、埼玉県では社会情勢の変化に対応するため、存続期間を原則として10年とし、10年ごとに更新を行っております。

続きまして、特定猟具使用禁止区域（銃）についてでございます。恐れ入りますが、報告事項の1の資料に戻りまして、そこの3ページを御覧ください。

今回更新を行う特定猟具使用禁止区域（銃）の一覧を記載しております。この13か所の特定猟具使用禁止区域は、先ほど説明しました鳥獣保護区と同様に平成28年10月31日に期間満了を迎えます。これを更新して平成38年までの10年間を新たな期間と定めるものでございます。

1枚めくっていただきまして、4ページを御覧ください。

今回区域変更を行う特定猟具使用禁止区域の一覧を記載しております。今回の2か所については、地域の安全や銃による事故を未然に防ぐため、区域を拡大するものでございます。新たに150.3ヘクタールが特定猟具使用禁止区域に組み込まれます。

恐縮ですが、再度資料2の2ページを御覧ください。

2の(1)にございますとおり、特定猟具使用禁止区域というのは危険の予防あるいは静穏の保持のため、狩猟を行う場合、文字どおり特定の猟具に限って使用が禁止される区域のことにございます。埼玉県内では銃についてのみ使用を禁止する区域を指定しております。そのため、お手元の資料などでは特定猟具使用禁止区域(銃)という表記をしております。

(2)の県内の特定猟具使用禁止区域の指定状況を御覧ください。

県内でのこの区域の指定状況は、現在126か所、約20万8,000ヘクタールとなっております。

恐れ入りますが、報告事項1の資料5ページを御覧ください。

説明が前後して大変申しわけございません。指定猟法禁止区域の変更一覧をお示ししております。これは前のページで御説明した北足立特定猟具使用禁止区域(銃)の拡大に伴う縮小となっております。これにより、今まで鉛散弾での銃猟を禁止しているのみでございましたが、今後は銃の使用そのものが禁止されます。

以上、御説明しました1の鳥獣保護区の期間更新と指定解除及び2の(1)特定猟具使用禁止区域の期間更新につきましては、地元市町や利害関係人から意見を聴取したところ、異議の表明はございませんでした。また、次の(2)の特定猟具使用禁止区域の更新、変更及び3の指定猟法禁止区域の変更は、地元市の要望に基づいて行うものでございまして、これにつきましても地域住民や利害関係人から意見を聴取したところ、異議の表明はございませんでした。

以上のとおり、期間更新や区域変更を行うこととしましたので、御報告をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○小川会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま鳥獣保護区等の期間更新等について報告事項という形で御説明がありましたけれども、ただいまの説明について、もし皆さんのほうから御質問等があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○貴家委員 貴家です。初めてなので教えていただきたいんですが、鳥獣保護区の指定などに当たります関係市町村、それから利害関係人というのはどういう方が対象なのか教えていただきたいと思います。県内にはいろいろと自然保護グループ、小さいグループもございます。そういうグループの意見ですとか、あるいは北本に関しましては私どもも参加しています荒川太郎右衛門地区自然再生協議会などの意見も聞かれたのかということも併せて教えていただきたいと思います。

○豊田みどり自然課長 まず主な利害関係人につきましては、鳥獣保護区に関しましては農業協同組合ですとか猟友会、あるいは自治会等に意見の聴取を行いまして、特に異議の表明はございませんでした。

鉛散弾の縮小につきましては、地元の桶川市、それから荒川上流河川事務所長、それから埼玉農業協同組合の桶川支店長、桶川猟友会、それから川田谷の原の区長さん等に意見を聞いております。

○小川会長 いかが、よろしいですか。

どうぞ、続けてください。

○貴家委員 是非、これからはみどりの再生ですとか、自然環境のグループも県は応援していると思いますので、そういうグループからの意見というのも取り上げていただければと思います。

それから、もう一つ、そういう市民活動をしている方にとっての、鳥獣保護区の設定に関する相談窓口というのはいかなるのか教えていただきたいと思います。

○豊田みどり自然課長 鳥獣保護区の設定につきましては、市町村にまず相談をしていただくということになると思います。

○小川会長 私のほうからも御質問ですけれども、そういった意味ではですね、例えばこの期間を更新するに当たって、ある期間を設けてホームページ等で意見を聴取するみたいなことをして、それでやればある程度広く知っている状態で意見が出されたという形になると思うんですけれども、そういう仕組みというのは必ずしもお持ちになっていないんですか。

○豊田みどり自然課長 すみません、現在のやり方としては特にホームページで意見を募集するという方法はとっておりません。

○田島委員 今のことに関連になりますけれども、地元を優先してやるんであって、ホームページとか、ほかでワーワー騒いだんじゃ、とても収まりがつかいません。

○小川会長 ああ、なるほど。

○田島委員 地元の方の意見が最優先だと思います。

○小川会長 はい、わかりました。

ほかには、よろしいですか。

それでは、これは報告事項ということですので、御報告をいただいたということでお受けいたしまして、次の報告事項のほうに進めさせていただきたいと思います。

次の報告事項は2で、平成27年度における環境基本計画の進捗状況についてでございます。これも県のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○牧環境政策課長 それでは、私から説明をさせていただきます。

本日は、委員改選後、初めての審議会でございますので、報告事項に入ります前に環境基本計画について若干御説明をさせていただきます。恐縮ですが、座らせていただきます。

お手元の埼玉県環境基本計画1ページを御覧ください。

この計画は、埼玉県環境基本条例の基本理念であります健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を図るため、同条例第10条に基づきまして環境の保全及び創造に関する政策を総合的かつ計画的に推進するための計画でございます。

現在の環境基本計画は、平成24年7月に策定いたしました。計画期間は10年間で、おおむね5年をめぐりに見直すことと定めております。

なお、環境基本計画の改定・見直しにつきましては、昨年、当審議会に小委員会を設置いたしまして、昨年から5回にわたって御審議いただきました。その結果を先月7月に開催された第1回の当審議会に御報告いただきました。その報告は、本日参考資料といたしまして机上に配付をさせていただきました。御覧いただけたらと思います。

現在、報告をもとに事務局が計画確定案作成の作業を進めております。来月、9月14日の開催予定

の次回審議会において御審議をいただく予定でございます。本来は、現計画の進捗状況の報告と改定案の議論はあわせて行うところでございますが、お時間の制約もございますので、今回は先行いたしまして環境基本計画の概要及び進捗状況について御説明させていただきます。

報告事項2の資料3-1、第4次埼玉県環境基本計画の概要を御覧ください。

左上の第1、総論の欄を御覧ください。計画の期間は先ほど御説明したとおり、平成24年度から平成33年度の10年間でございます。計画の構成は4つの長期的目標と、その目標達成に向けた18の施策展開の方向を定めております。また、施策展開の方向をもとに37の施策事業を当てまして、進捗状況を把握することとしております。

下の第2、長期的な目標の欄を御覧ください。

21世紀の半ばを展望した4つの長期的な目標を定めています。

1つ目は、環境負荷の少ない安心・安全な持続可能型社会づくり。2つ目は、再生したみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり。3つ目は、生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり。4つ目は環境の創造・保全に向けて各主体の取り組む地域社会づくりでございます。

右上の第3、環境の保全と創造に関する施策展開の方向を御覧ください。

4つの長期的な目標ごとに、概要を御説明させていただきます。

まず、循環型社会につきましては、大気環境の保全や資源の有効利用と廃棄物の適正利用の推進など、6つの施策展開の方向を定めています。主な施策といたしましては、それぞれ光化学オキシダントや微小粒子状物質対策の推進、廃棄物の適正処理とリサイクルのための施策整備などがございます。

次に、自然共生社会です。河川等の保全と再生やみどりの保全と再生、生物多様性の保全など4つの施策展開の方向を定めております。主な施策といたしましては、河川等の水質保全や身近なみどりの再生、創出の推進、生物多様性保全の全県展開などがございます。

次に、低炭素社会です。地球温暖化対策の総合的推進や再生可能エネルギーの活用など、4つの施策展開の方向を定めています。主な施策といたしましては、埼玉エコタウンの推進や太陽エネルギーの導入促進などがございます。

次に、地域社会です。環境に配慮した産業地域づくり、連携協働による取組の拡大など、4つの施策展開の方向を定めています。主な施策としましては、企業が市町村と連携した環境保全への取組の推進などがございます。

最後に、1行追記されておりますのが放射性物質による環境汚染への対応でございます。国の動きを注視しながら、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき監視及び測定体制を強化するなど、適切な対応を図ることとしております。

続きまして、恐れ入りますが、1枚めくっていただき、資料の3-2を御覧ください。

18の施策展開の方向ごとに、平成28年度における目標値を定めた施策指標を37設定し、進捗状況を把握することとしております。本日は、この37の施策事業により進捗状況を報告させていただくものでございます。

以上が環境基本計画の概要でございます。

次に、報告事項、環境基本計画の進捗状況について御説明いたします。恐れ入りますが、資料の報告事項2、赤いインデックスがついております。平成27年度における環境基本計画の進捗状況を御覧ください。報告事項の2でございます。

まず、37の施策指標については順調に推移している指標を○、計画策定時より改善している資料を△、計画策定時より改善していない指標を×といたしました。また、それらの施策指標の達成状況をもとに、18の施策展開の方向ごとの進捗状況についても整理いたしました。

施策展開の方向ごとに順調に推移している施策はA、計画策定時より改善している施策はB、計画策定時より改善していない施策はCといたしました。

施策事業の進捗状況でございます。平成27年度の実績では、37の施策事業のうち順調に推移している指標は24事業、54.9%に当たります。計画策定時より改善している指標が11指標、これは29.7%に当たります。計画策定時より改善していない事業が2事業、5.4%に当たります、となりました。

施策展開の方向ごとの進捗状況の評価でございます。18の施策展開の方向のうち、順調に推移している施策は6、33.3%でございます。計画策定時より改善している施策は12、66.7%でございます。計画策定時より改善していない施策はございません。計画策定時より改善していない指標が2指標ございましたので、これらの状況について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、1枚めくっていただいて1ページをお開きください。

1つ目の指標は1ページ目の真ん中、2、公共用水、地下水及び土壌の汚染防止に関する指標のうち、2番目の全国水質バランスのとれた河川、国土交通省直轄管理区間です。この指標は全国水質ワースト5河川に平成22年は綾瀬川と中川が入っていましたが、それを平成28年度までに該当なしにすることを目標にした指標でございます。1級河川のBODの測定結果につきましては、毎年国土交通省が公表しておりまして、そのデータをもとに全国水質ワーストランキングを埼玉県が独自に集計しております。BODの数値は小さいほど水質がよいとされる指標でございます。平成27年度のBODは中川が平成26年の2.6mg/ℓ から2.1mg/ℓ、綾瀬川が平成26年の2.5mg/ℓ から2.2mg/ℓ となって水質がよくなっています。国土交通省直轄管理区間における中川と綾瀬川の水質は、いずれのBODもアユが棲めるとされている3.0mg/ℓ を下回るのところまで改善してきています。その結果でございますが、平成22年1位の綾瀬川が3位に、3位の中川が5位になりました。

中川、綾瀬川生活系汚濁負荷の割合が全国平均よりも高く、生活排水がBOD上昇の主な要因になっています。合併処理浄化槽への転換、公共下水道の整備などの生活排水対策が効果をあらわしてきたところですので、これを引き続き継続してまいります。

最後に、1枚めくっていただき、2ページの6、資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進を御覧ください。

その中の上から3番目の産業廃棄物の最終処分率が計画策定時より改善していない指標が2つだけございます。この指標は産業廃棄物の排出量に対する埋立処分の割合でございます。産業廃棄物の再生利用の推進を図ることで、平成28年度に1.3%に減らすことを目指すものです。平成26年度の最終処分率は平成25年度と変わらず1.7%となっております。これは従来、園芸用土やグラウンドの土として再生利用されていた主に浄水場から排出されました汚泥が福島原子力発電所の事故に由来する放

射能の影響により、再生利用されずに最終処分されたことによるものです。今後は、汚泥の再生利用に伴い、徐々に数値が回復することが予想されます。

環境基本計画の進捗状況の概要につきましては以上でございます。なお、この環境基本計画の進捗状況につきましては、本日の環境審議会に御報告をさせていただきますとともに、例年、県議会におきましては冊子として取りまとめた上、12月定例県議会に年次報告書として提出、報告をさせていただいております。また、その後、県のホームページにも掲載させていただき、県民の方への周知を図らせていただいているところでございます。

以上で私からの説明は終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小川会長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、環境基本計画に基づいた平成27年度における進捗状況ということで御説明がありましたけれども、ただいまの御説明につきまして御質問を皆さんのほうからお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、貴家委員。

○貴家委員 貴家です。生物多様性という生き物の視点から幾つか感じたことを申し上げさせていただきたいと思います。

生物多様性ということでございますが、例えばこの保全の10のところを見ますと、希少野生生物の保護増進数が○、それから取り組む団体が△ということで、まあまあやっていますよというようなことになっておりますが、埼玉県内全体で見ますと生物多様性というのは本来に守られ、増進されているのかというと、結構違和感あります。

例えば、これで○になったときに、現実問題として埼玉県内の野生の動植物は本当に万全に生きているのでしょうか。レッドデータのほうは、本当にゼロに近づくあるいは薄くなっているのでしょうかということをとっても心配しております。計画の中で、このような状況ということで位置づけ、指標というのが出ていると思うんですが、その指標自体が本当に生き物のための指標になっていないのではないかとということで少し心配をしております。是非改定のところでは、そういうところをちゃんと、せっかくだとレッドデータのものが、もう調査はしているのですが、それをどうやったら薄くできるのかということに全県の環境の指標ということで上げていただければと思います。

それに関しまして、例えばみどりの保全と再生というところでございますが、御存じのとおり埼玉県内は空き家が増えています。その中で人口減少の中で、今かつて、いまだに雑木林が宅地化されている現状がございます。身近な緑の創出ということもございますが、やはり今ある雑木林、原っぱ、そして湿地をいかにして減らさない施策をとるかというのが非常に大事だと思います。私も、平成8年に当時のみどり自然課、自然環境課だと思いますが、湿地の調査をしたということを記憶に覚えております。その調査したものが本当に生かされているのか、本当にミドリシジミを県のシンボルとして上げているのであれば、湿地をどう保全していくのかということに指標を持っていただければと思います。

そう考えますと、今水質の問題が改善されたということで喜ばしいことが報告されましたが、アユが棲める水質というのであれば、今度はアユがちゃんとすめるような産卵する場所があるか、もう産

卵する場所があってこそ保護になると思いますので、そういう生き物がすみやすい環境を整えるということも指標に加えたら、すばらしいものになるのではないかと思います。

○小川会長 それでは、幾つか生物多様性保全のところ、みどりの保全のところ、あるいは河川の再生等のところについて御意見をいただいたと思いますけれども、ただいまの御意見について、もしそちらのほうからコメント等あればお願いしたいと思いますが。

○豊田みどり自然課長 みどり自然課です。

まず、生物多様性の保全につきましては、今回この環境基本計画の指標につきましては、生物多様性の活動の普及促進を図るという意味で保全団体を200団体にしましょうとか、それから保護増殖箇所数をふやしていこうということで数字を把握できて、その進捗状況を総合的にあらわしている指標としてこれを採用したということでございます。

また、みどりの保全面積につきましても、そういう貴重な野生動植物の生息環境を保全するという意味合いから、みどりの保全面積というものを確保していこうということで指標としてこちらに掲げておきまして、こちらも目標を達成するべく努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○小川会長 今のようなコメントありましたが、よろしいですか。

そういった意味では、今のような御意見は、これから先でこの審議会の中で10年計画の中の後半のほうの5年間をどうしていくかということでも、まだいろいろ議論を重ねていくことになるんだと思いますので、そういったところでもまたいろいろと御意見を出していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

○岩岡委員 県生会の岩岡です。

今の環境基本計画の今後4年のことについての議論になっていくんだと思いますけれども、今ここでいろいろ出されている指標なり、施策の展開方法について、全国平均と比べてどうなのかとか、あるいは他の都道府県と比べると埼玉はどのような位置なのかとか、あるいは埼玉の特徴的な部分はどういうことなのかというようなあたり、もう少し見えるように資料提供をしていただいたほうが、議論がより深まるのではないかと思いますけれども、その辺は以前から出されているのでしょうかということも含めて、意見と質問です。

○小川会長 それでは、ただいまの県につきまして、どなたか適切な方から。

○司会（森田） 実際、この指標で管理している中での御報告ということで、同じ指標を全国で一律に指標として掲げておりませんので、状況としてはつかみづらくなっています。御意見もございますので、昨年状況などもよく検討した上で、可能であれば検討させていただくということで、明確なコメントができませんので、申しわけございません。

○小川会長 よろしいでしょうか。

それから、田島委員が11時までということで時間が少し、所用があるということですが。もし何かお話になりたいことがあればお願いしたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

田島委員。



○田島委員 別にございません。

○小川会長 よろしいですか、わかりました。

それでは、こちらの方が手を挙げられた方。

○河田委員 羽生市の河田と申します。

中川の源流が羽生市にございまして、今ちょうど雨降っているので中川があふれなければいいなど心配しております。中川はですね、先ほどアユが棲める川にということで、私も散歩の途中、時々見ているわけですが、コイ等が多くなってきましたね。工業用排水、農業用排水、家庭用排水は浄化槽あるいは下水道の設置により、今は汚れが少なくなってきたということで、大変ありがたい。昔は臭くて、そして真っ白な白い水とかすごかったですね、非常にどぶ川でありました。それがアユに棲めるようになったということで良かったと思います。

ただ、まだまだ工業用排水、時々事件等も起きておりますので、この辺について点検とか指導とか、あるいはそういったことについて、また将来どの程度の目標になっているのか教えていただければと思います。

○小川会長 それでは、ただいまの御質問について、よろしく願いいたします。

○葛西参事兼水環境課長 水環境課でございます。

委員おっしゃいましたとおり、河川の水質は大分よくなっている中で、工場関係につきましても水質汚濁防止法、それから埼玉県の水環境保全条例に基づきまして立入検査を行っております。現在、こういった排水の規制の違反というのはですね、ゼロではないんですけれども、極めて小さいところまで至っております。また、やはり事故、それ等で河川に油が浮いたとか、白く濁ったというような水質異常事故というのも、これはなかなか非常に我々の力だけで減らすのはなかなか難しいという悩ましい点がございまして、年間やはり200件程度発生しておりますけれども、残念ながらそのうちの半分ぐらいはなかなか原因施設まで把握するのは難しいんですけれども、原因施設にたどりついたものについては対策がきちんととられて、川の状況が元に戻るまできちんと対応をさせていただいております。

○小川会長 よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでございますか。

はい、どうぞ。

○永島委員 農業協同組合ですけれども、我々がこの審議会の委員になっているのは、おそらく環境の面ですね、いわゆる農地だとか、先ほどの雑木林の話も、三富とかにあるんですけれども、いわゆる農地、水田なりが環境の保全というんですかね、私どもが主張しているのは水田等が非常にいろんな多面的機能があって、いろんな生き物もそうですし、そういった環境を保全する1つの大きな役割を担っているのも、いわゆる農地としてある。そういった部分について、この保全計画や環境基本計画の中で農地のそういった部分について、何か位置付けみたいなものはあるのでしょうか。

○小川会長 今の御質問について、いかがですか。

環境基本計画の中で、農地がどのような形でということだと思いますけれども。

○司会（森田） 事務局から。

農地、直接の表記等については基本計画はございません。ただし、環境に配慮した、エコというか、農薬を使用しない、農薬の使用を減らすという、環境負荷の低減を図るような農業をしていただく、そういった施策を農林部のほうで掲げていただいております。あとは、雑木林は三富新田のお話がありましたけれども、保全という位置付けはございます。

○小川会長 よろしいでしょうか。

はい、宮崎委員。

○宮崎委員 水質の指標のところに関して、つまりこの報告資料の1ページのところの2番のアユが棲める水質ということについて、ちょっともう一度確認させていただきたいんですけども、アユが棲める水質という定義はBODの値が3.0mg/ℓ、それを達成したとしても全国の水質ワースト5に入ってしまうという先ほどのお話だったと思うんですけども、それでよろしいでしょうか。

○葛西参事兼水環境課長 水環境課でございます。

全国の水質ワースト5というのは、あくまでも国交省が直轄管理区間の水質の年平均の水質等を全国的に比べたものでございますので、当然今回一番高いところでも2.3ぐらいのところですので、そういった面では県内の河川の指標として活用しているBOD3.0mg/ℓを下回っているといっても、国交省の管理区間だけで比べると一番高いといったようなことになろうかと思えます。

○宮崎委員 私、小委員会のほうも出させていただきます、このアユが棲める水質という点に関しては随分議論があったと思うんですね。それで、実態を反映していないんじゃないかという議論がかなりなされた中で、県民の皆さんへのわかりやすさを優先するということだと思えます。

しかしながら、今のお話を聞いておりますと、わかりやすさのイメージに随分こう、やっぱり隠されている部分があるんじゃないかなというふうに正直感じてしまいますので、今後やっぱりこの指標については議論していく必要があるんじゃないかなということを改めて感じましたということをお願いいたします。

○葛西参事兼水環境課長 小委員会のほうでも私申し上げました。魚、結構身近な魚で水質で比べていったときに、大体3ぐらいですとアユがすめる水質だということで、もちろん先ほど貴家委員からもありましたけれども、実際に水質だけではなくて、すめる状況というようなこともあろうかと思えます。今後は、やはりこういったもの、ちょっと今回については基本は水質という形で基本計画を進めさせていただいておりますけれども、やはりその先を見据えたときにはですね、単純に水質だけではない部分というのも検討していく必要があるんじゃないかというふうな認識は持っております。

○小川会長 よろしいですか。

私も、ちょっと今の件に関連して少し確認をしたいんですけども、先ほどのご説明だと、この全国水質ワースト5の河川ということでの順番を国交省か、あるいは測定したデータから見て5番目ということで確認されたような形で説明をされていたと思うんですけども、国交省自体は全国の水質ワースト5河川というのを公式に発表しているのでしょうか。そこをちょっと確認したいと思ったんですけども。

○葛西参事兼水環境課長 国交省自身は、23年度まではそういったランクづけを行っておりましたが、それ以降はやめております。埼玉県として、この環境計画と、それからこの上位計画である5か年計

画の中で、こういった指標を定めておりますので、県として独自に国交省の公表されております水質データを集計して取りまとめているという状況でございます。

○小川会長 そのような位置付けなんですね、はい、わかりました。

どうぞ。

○小堀委員 小委員会にも出ておりましたので、そのときに私が申し上げたことを繰り返して申し上げます。新しく委員になられた方々も多いかと思っております。

国交省の1級河川、すなわち、全国の109の河川を対象としたランク付けですので、そういう意味では全国の中でも非常に限られた河川のみと比較ということになるかと思っております。

それから、基準に用いているBODは、それ自身が有機汚濁の指標としては望ましくないと言えます。専門的な話になりますが、都市河川の場合は下水処理場から出る処理水のアンモニアを酸化する際に消費される酸素量が、有機物を分解するときに消費される酸素量に上乘せされる結果、BODは有機物汚濁の正確な指標ではない状況が生じています。ですから、これをそもそも使うということ自身に、私は反対です。これは正確な有機物汚濁の指標ではなくなっているからです。そう考えますと、BODの指標に準拠したアユの指標というのは、いかがなものかと思っております。その根拠としては、アユがすめる、多摩川もそうですが、実際には遡上ができないので、産卵ができるところへ実際に農協の方とかが移動しています。アユが本当に棲めるのは実は水質だけではなくて、河川の形状とか魚道があるか、いろんな複合的なことがあります。すなわちアユがすめるというのは、都市河川の場合には余りに意味をなさないのかなということで、私はアユを有機物汚濁の指標にすること、それからアユをそういう環境の評価にするものには多少の疑問を持っています。長くなりましたが、以上です。

○小川会長 どうもありがとうございます。

多分、この議論を始めると、なかなか尽きないんじゃないかと思っております。

はい。

○斎藤委員 今の発言に関連するかどうかはあれですけども、水質とかですね、それから水生の動植物、特に動物のほうで、NHKの「サイエンスZERO」というのを見ていたら、環境DNAの測定をすると、いろんな希少動物の状況がわかるというようなことをやっていたので、ぜひ数値でとらまえるということであれば、そういう環境DNAを測定するというようなことを、もう埼玉県で取り入れているかどうかわかりませんが、もし取り入れていないのであれば、是非取り入れて、そういうものを数値化という形でやったらいいんじゃないかなと思っております。

実際に、すぐ取り入れなくても水を保存しておけば、後で測定は可能だと思うので、1年後、2年後にどれだけ希少生物が減っているとか、増えているとかというのは、それでわかると言っていたので、そういうものも検討したらどうかかなというのをちょっと受け売りで申しわけないんですけども、提案させてもらえればと思います。

○小川会長 今のところも含めて、そういった意味では次回ですかね、これから先の環境計画の部分をいろいろと実際に議論していくことになるかと思っておりますので、そのときにまた改めて議論をお願いしたいと思います。今日ここで議論をしても、なかなかいろいろ御意見は出ると思うんですけども、発散をするという状況になるかと思っておりますので。ただそうはいっても多分、10年の計画で立てておられ

て、その後半の5年間をこれから考えていこうという状況にあると思いますので、10年間で全体として考えている中で、この指標を選んでやっているという枠組みから、なかなか外れようと思っても簡単には外れない部分もあるかもしれません。その辺も含めて次回の議論をするときには、この論点が多分1つの争点としてある意味で出てくるとと思いますので、事務局のほうも少し材料をきちんと用意していただいて、それで対応いただくような工夫をお願いできないかと思います。また、今日も御意見がいろいろ出ましたので、それも含めて次回に向けて少し準備をしていただいて、議論ができる環境を整えていただければというふうに思いますので、そういう対応をお願いするというところでよろしいでしょうか。

それでは、ほかの点についていかがでございますか。

はい、どうぞ。

○斎藤委員 環境基本計画を立てられると、県の計画があって、市町村はその計画をもとにまた独自の計画を立てるんだと思うんですけども、実際に県のそういう計画と市町村との計画の調整とか、それから実施状況の確認とか、その辺というのはどういうふうに取り進められているのか、もし教えていただければなということ、すみません。

○司会（森田） 事務局からお答えします。

基本的には、県の計画は先ほどお話ありましたように上位計画で5か年という総合計画ございまして、その部門の計画が環境基本計画でございます。県の中では、そういった形では整理をさせていただいておりますが、市町村につきましては各市町村の御判断で、その地域の特性を生かして基本計画をつくっているところもございまして、特に調整をしているということにはございません。

○小川会長 よろしいですか。

○斎藤委員 そうすると、全体として進めるのは多分市町村がこういうのを進めなきゃいけないところだと思うんですけども、そこでの整合性が出てこないということはないんですかね、ちょっとよくその辺が、当然国の方針があって、県の方針があって、市町村の方針があるんで、その流れは多分みんな同じだろうとは思いますが、何かそういう話し合いみたいなのがあってもいいのかなと、今ちょっと思ったんですけども、すみません。

○司会（森田） 申しわけありません。市町村との調整というのは行っておりませんが、ただ委員のお話にありましたように当然配慮をしていただいて策定しているだろうと。場合によっては、さらに細かい県の計画ですとか国の計画については、例えば市町村のほうでこういったものをやっていただきたいとか、明確になっているものについては、それに則ってやっていただいているということです。

○小川会長 よろしいでしょうか。

ほかにはいかが。

それでは、どうぞ。

○藤吉委員 最初に進捗状況と、それから評価が上がっていますけれども、×がついているところが27年度に2カ所あって、にもかかわらず計画策定時より改善していないというCの評価はほとんどないと、こういう評価をされているということですね。そういう評価もあり得るとは思いますが、要は計画メニューを変えていきたいとか、変更していきたいというときのアクションは、この評価から

出てくるのでしょうか。ちょっとやっぱり効果がなかったねと、もっとこんな方向へ持っていかうとか、10年の間に結構変わってくると思うんですね。そういう意味では、この効果はないから、この政策は少しやめておいて、こっちの方向に転換しようというようなことがあって、指標を変えなきゃいけないということもあると思うんですね。

指標を見ますと、環境の状態を目標とした指標と、政策をどう打つかという項目と2つ入っているんですね。この2つ目の政策の効果を評価する場合は、もう効果がないからやめようとかという判断もなきゃおかしいんですね。ですから、そういう意味でこの政策そのものをやめるというのは、どういうときにやめようとかですね、多分ここに代表的に上げられている指標の下にいろいろなサブ指標があるんじゃないかと思うんですが、そういうサブ指標との関係を、聞かせてもらえればいいと思いますけれども、少し今まで検討されたのがあればお聞かせください。

○小川会長 いかがでございますか、今の点に関しては。

○司会（森田） 今、委員の御指摘のとおりでございます。現行の計画が10年計画で、まさしく5年を目途に見直しをするというのは、全くその趣旨でございます。次回、会長からの説明もございましたけれども、10年計画の後半部分を定める計画案をお示しする予定でございます。その中では、指標につきましても達成したのものについては新たな指標をつくるですとか、あるいは国の制度が変わったものについては見直しをしたとか、そういったものを含めての御説明をする予定でございます。

○小川会長 よろしいですか。

それでは、私のほうからもちょっと1点ですね、お聞きしたいと思いましたが、今の進捗状況の1ページ目のところでですね、施策展開の方向、もとの評価のところでは順調に推移しているという件数が、評価の項目が8項目から6項目に減って、計画策定時より改善しているという項目が10項目から12項目にふえているんですね。そういった意味で、平成26年から27年度で少しどちらかという悪い方向に移った部分というのは、そういった意味ではどの項目が該当しているのかという点を少し確認をしたいと思ったんですけれども、これについてはいかがですか。

特に、そういう状態になっている項目が、何かやっぱり特別に考えないといけない問題が発生していて、それを少しちゃんと考慮していく必要があるかどうかとか、そういう観点からは確認しておいたほうがいいんじゃないかということなんですけれども。

○司会（森田） 具体的に申し上げますと、AからBに移ったものでございます。資料の2ページ、4の身近な生活環境の保全というところがございます。これが昨年AだったものがBです。それと、もう1カ所は、13番、再生可能エネルギーの活用、これにつきましてやはりこれがAからBになっております。その2カ所です。

○小川会長 そうすると、今の2カ所の場所について、すごくそういった意味では考えないといけないような問題が発生をしているということは特に大きくはないと考えていいのかどうかですけれども、その点はいかがでしょう。

そういった意味では、26年度のところで確認した数字の目標値に対して、実際の実績がどうだったということを見たときに、Aと評価できていたものが27年度について見たらBと位置づけざるを得ない状態にあったというようなところで出てきているのかと思うんですけれども、その数字の変化自体

がやっぱり本質的な問題を抱えていて、もう少しちゃんとケアしたほうがいいねとか、そういうところを示唆する内容が含まれているかどうかということなんですけれども。

○司会（森田） ちょっと個別に指標について、細かくは分析し切れていない部分あるんですが、例えば先ほど申し上げました4の身近な生活環境の保全のところのこれにつきましては研修の参加者数でございますので、こういったものにつきましてはその年によって若干その参加者の数というのはどうしても異なってまいりますので、これにつきましては引き続き努力をさせていただくことで、ある程度解決といいますか、達成できるのではないかというふうに考えてございます。

また、研修ですから、参加いただけるような内容にテーマを見直すですとか、そういった努力が必要と思っています。

それと、太陽光につきましては皆様御存じだと思います。国の買取制度、FITというものが若干その価格が下がったりして、今足踏みということで若干減っているようなところもありますが、引き続き努力をさせていただくということだとは思っています。

○小川会長 はい、わかりました。

それから、あともう1点ちょっと確認したいと思いましたが、平成26年度の目標値とか、それから28年度の目標値とか出ているんですけれども、これは前半の5年間については1年、1年の目標値がある程度設定されていて、それで実績としてどうだったという位置づけを確認していっているという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○司会（森田） はい、そのとおりでございます。

○小川会長 そうするとですね、多分中間目標値というのが、要するに10年間の計画の中の間が5年目ということでの中間なのか、どういう意味合いの中間なのかというのがちょっとわからないんですけれども。

○司会（森田） 基本的には、10年計画であるんですが、目標値としましては24年からの5年の28年度が今のところ数字で掲げております目標値でございます。それを会長のお話にもありましたように、毎年数値化を出しておきまして、そういう意味での中間でございまして、前半5年間の目標値に対する、その間の数値という意味での中間でございまして、真ん中ということではございません。

○小川会長 はい、わかりました。

だから、そういう意味では真の中間目標値というのは平成28年度で設定されているのがあって、それが真の中間目標値ということなんです。

○司会（森田） はい。

○小川会長 はい、わかりました。

ほかにはいかがでございますか。

どうぞ、保倉委員。

○保倉委員 指標の達成状況の×がついている、2ページにある産業廃棄物の最終処分率ですけれども、この数値目標を処分率で表すのは、どういう意図なのかということをお話していただきたいと思っています。処分率はもちろん低いほうがいいでしょうが、総量としての数値も減ってくるのが望ましいようにも思います。いかがでしょうか。

○安藤資源循環推進課長 資源循環推進課でございます。

今、委員おっしゃられましたように最終処分率の場合には分母が総排出量、分子が最終処分量という形になっております。私どもとしましては、最終処分量も減らしていくということで考えております。委員おっしゃられたように割り算というのが本当に適切なかどうか、特に分母を減らすというのがリデュースの取組としては大事ですので、見直しを図っている現状がございます。

以上でございます。

○小川会長 ただ、今の点のちょっと確認ですけれども、分母のほうが産業廃棄物の総排出量で、そこは今おっしゃったようにリデュースで減らしたほうが良いと。それに対して、分子は最終処分という形で持っていく量ですよ。だから、この最終処分として持っていく量については、諸般の事情でどうしてもこれ以上はなかなか減らそうと思っても減らないという部分があるとすると、分母の割り算するものがある程度努力で減っていくことになると、この数字の率そのものはどちらかというところと上がっていく傾向が出てくるんじゃないかという気がするんですけれども、そういう意味でこの数字の1.6から1.3へ下げるという設定そのものに無理がないのかどうかとか、その辺を少し確認をしたくなってしまうんですけれども、いかがでしょうか。

○安藤資源循環推進課長 今、会長がおっしゃられたように、総排出量は減っております。一方で、最終処分量は先ほど説明したように、福島原発の影響もあって残念ながら増えているという状況になっております。そこで率というところで割り算をすると増えてしまいますので、その指標につきましては現在見直しの方向で検討をしているという状況になっております。

○小川会長 ほかにいかがでございますか。

大体御質問等も出尽くしたようでございますので、そろそろよろしいでしょうか。

本日の報告なども踏まえまして、次回の審議会では環境基本計画の改定案について具体的に協議をされるということですので、今日いろいろ出ました意見も踏まえて御準備を進めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

予定しておりました議題は、これで大体終了いたしましたけれども、その他ということで事務局のほうから何かございますでしょうか。

○司会（森田） 特にございません。

○小川会長 わかりました。

それでは、本日の審議会の議題は全て終了いたしました。

もし、最後に全体を通じて委員の皆様より何か御発言がございましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか、よろしいですか。

それでは、平成28年度の第2回の環境審議会を閉じたいと存じます。

今日は本当に雨の中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうにお戻しいたします。

○司会（森田） ありがとうございます。

次回の審議会につきましては、9月14日の水曜日を予定してございます。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして平成28年度第2回環境審議会を閉会させていただきます。

なお、今非常に雨強くなっております。事務局で車をちょっと台数少ないんですが、用意させていただきました。浦和駅までということで、御案内させていただきたいと思うんですが、もし車を御利用になる方は、終わった後、こちらの部屋で待機をしていただきたいと思います。

本日は、荒天の中ありがとうございました。

午前11時24分閉会